

環 境 方 針

宮崎県は、諸県・大平山・一里山県有林において、本県の環境保全施策のマスタープランとして位置づけている「宮崎県環境計画」並びに県営林の管理運営の方向性を定めた「県営林経営計画」の基本方針に基づき、自然環境保全、生活環境の維持・改善あるいは地球環境の保全に積極的に取り組み、持続可能な社会の形成に貢献するため下記事項を念頭に置いて、適正な森林の管理を行う。

1 自然環境の保全

(1) 諸県・大平山・一里山県有林に生息・生育する様々な動植物の生息・生育地の保全を図るため、保護樹帯や水辺林の保全並びに下層植生の維持に努めるとともに、希少な野生動植物については、適切な保護・管理を行う。

(2) 県民の積極的な自然保護活動を推進するため、様々なふれあいの機会を設定する。

2 生活環境の保全

(1) 適正な森林管理により清らかで豊かな水資源のかん養や県土の保全に努める。

(2) 廃棄物の削減やリサイクルの推進、並びに廃棄物の適正処理に努める。

(3) 身近な自然とのふれあいの場として県民に憩いの場を提供する森林を整備する。

3 地球環境の保全

(1) 適切な森林整備の実施により、二酸化炭素の吸収量の増加を図るとともに、木質資源の有効活用により、炭素固定の長期化を図る。

(2) 省資源・省エネルギーによる森林管理に努め、温室効果ガスの削減に努める。

4 環境関連法令等の遵守

環境に関する法令等を遵守し、自然環境の保全及び環境汚染の予防に努める。

宮崎県環境森林部

部 長 川野 美奈子

「生物多様性の保全」を考慮した施業指針

平成16年7月30日

環境森林部

1 県営林経営計画の基本方針

県営林においては、9歳級以上の森林が約9割を占め、本格的な収穫の時期を迎えており、森林の公益的機能に配慮しながら、これらの充実した資源を積極的に活用していくことが重要となっている。

このため、各流域ごとの地域森林計画に即して策定された市町村森林整備計画に沿った多様な森林整備や、計画的な収入の確保による安定的な管理運営に取り組むとともに、広く県民に親しまれる森林づくりに努める。

2 諸県・大平山・一里山県有林の基本方針

(1) 森林整備の方針

当該県有林を重視する機能によって「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能・土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」及び「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、機能に応じた適切な森林施業を行い、生物多様性の保全に配慮し、広く県民に親しまれ、民有林の模範となる多様な森林づくりに努める。

このため、機能別の森林施業の方法については、各流域ごとの地域森林計画に即して策定された市町村森林整備計画に沿った施業を推進することとする。

(2) 施業指針

ア 時代のニーズや森林の持つ多面的機能を踏まえて、標準伐期齢を70年とする長伐期施業としており、水源のかん養、県土の保全、保健休養の場の提供など公益的機能重視の管理に努める。

イ 下刈や除間伐等の保育作業については、個々の現地を十分調査して、効率的・合理的な施業に努めるとともに、間伐を中心として伐採可能な林分については、立木処分を行い収益の確保に努める。

ウ 利水施設の上流に位置する森林が多いことから、水源かん養保安林等の指定を積極的に推進する。

エ レッドリスト種の保護

(ア) 当該県有林におけるレッドリスト種の把握に努め、可能な限り記録する仕組みの整備に努める。

- (イ) レッドデータブックに掲載されている動植物が確認された場合は、「SGEC森林認証を受けた県有林におけるレッドリスト種保護に関するマニュアル」による。
- (ウ) 「SGEC森林認証を受けた県有林におけるレッドリスト種保護に関するマニュアル」に基づき、保護樹帯や水辺林の保全、病害虫の発生状況、標識類の保全等に関してモニタリングを実施する。
- (エ) 営巣木に適した立木等や昆虫・鳥類等の餌場となる有用な実のなる木を保護するなど生育環境の改善に努める。

オ 保護樹帯、水辺林の保全

多様な野生生物の生息・生育地及び移動経路となっている尾根筋に保護樹帯を、沢筋に水辺林を適宜設置し、針葉樹の一斉林となっている林分は広葉樹の導入を図っていく。

カ 施業基準

施業は、県営林経営計画及び市町村森林整備計画の定めによるもののほか、次により実施するものとする。

(ア) 地拵

原則として、全刈、棚積地拵を行うこととし、伐採跡地に残存するかん木類、末木枝条はできる限り細分処理を行い、横筋上に集積し、地力の維持及び植栽、保育に支障のないようにする。

(イ) 植栽

苗木は、在来樹種の選定に努めるとともに、有用広葉樹も含めた多様な樹種を選定する。また、外来種は原則使用しない。

植栽は、正方形植えを原則とし、苗木は大形の優良苗を用い、ていねい植えとする。

(ウ) 下刈

下刈は、適期を旨とし、原則として全刈作業を実施するが、有用広葉樹等の幼稚樹を適宜残置し、多様な植生の維持に努める。

(エ) つる切

地上部を切り取るだけで、つる類の繁茂を抑制できる場合に実施する。

(オ) 除伐

除伐は、造林木の完全な成育をめざすものであり、原則として、進入した雑木、つる類を除去するが、成木の見込みのない造林木についても合わせて除去する。

林内に現存する広葉樹は、生物多様性の保全上必要であることから造林木の成育に支障のない限り保存し保育に努める。

(カ) 枝打

スギは、原則として実施しない。ヒノキについては、優良材生産を目標に枝下高7.0mをめどに実施する。

(キ) 間伐

間伐は、残置木の成長促進、下層植生の維持等林分の健全化を図る目的で行う。その際、野鳥等の営巣、探餌が確認された枯損木等は、主林木の生長に支障のない限り残す。

(ク) 伐採

a 皆伐にあたっては、小面積皆伐に努め、保護樹帯を設定する。

b 収穫に適さない小径木・広葉樹更新木・低木類は造集材の支障とならない範囲において保残させたままとするが、伐採する場合は、可能な限り有効利用に努める。

c 尾根筋、沢筋等に、立地条件に適合した植生の保護樹帯を設定する。

d 河川及び沢沿等に水辺林を適宜設置する。

e 保護樹帯、水辺林に相当する区域は、軽度の択伐に留め、下層植生の維持と多様な植生の導入に努める。

f 風衝地、岩石地、湿地等造林木の優良な生育が見込めない箇所は、既存の広葉樹などの伐採を行わず、防風、防火、気象害緩和等のさまざまな役割を持たせると共に、生物多様性の保全に努めることとする。

g 保護が必要な動植物の存在が認められる林分においては、当該動物種の繁殖時期における伐採作業を避ける等の対応を検討する。

(ケ) 天然林

生物多様性の保全、環境保全、防災、レクリエーション、自然景観形成等各種機能を高度に発揮させるための森づくりを目的とした保全に努める。

(コ) その他

燃料等油類の漏出は、環境への影響が大きいことから、作業現場での燃料等油類の取扱には十分注意する。

キ 森林保護

適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により、生物の多様性の向上を図り、病虫害、獣害、気象害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努める。

農薬等の薬剤については、水土保全、生物多様性への配慮から、原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、仕様書に基づき必要最小限度とする。

ク その他

(ア) 林道及び治山施設等の工事においては、河川等の汚濁防止並びに土砂等の流出防止に努めるとともに、可能な限り小動物に配慮した工法の採用、認証材等の生物系資材の使用など、自然環境保全に努める。

(イ) 野生動植物の採取は、持続的なレベルを超えないよう、不適切な活動の防止に努める。

(ウ) 地域の関係者との連携により、林道、治山施設、環境教育施設など多様な用途への認証材の活用などにより、その普及と有効活用に努める。

附 則

この指針は、平成26年8月12日から施行する。

SGEC森林認証を受けた県有林におけるレッドリスト種保護に関する マニュアル

平成16年7月30日
環境森林部

「生物多様性の保全」を考慮した施業指針に基づき、レッドリスト種の保護については、本マニュアルにより実施することとする。

1 レッドリスト種の把握

西臼杵支庁長又は各農林振興局長（以下「農林振興局長」という。）は、レッドデータブックを常備するとともに、県営林監視人及び作業受託者（以下「監視人等」という。）に対し、研修会の開催等によりSGEC森林認証を受けた県有林で生息・生育の可能性のある動植物を周知させるものとする。

2 レッドリスト種発見時の対応策

(1) 監視人等が発見した場合

ア 発見者は、速やかに日時、場所、動植物の名前あるいはその特徴、発見時の状況を農林振興局長に報告するものとする。

イ 農林振興局長は、アの報告を受けた場合速やかに、現地を確認し、別紙様式第1号により、環境森林部長に報告するものとする。

ウ 環境森林部長は、農林振興局長からレッドリスト種の確認に関する報告があった場合は、必要に応じて専門家の意見を聴取し、保護対策の方法やレッドリスト種保護区域を設定し、別紙様式第2号により農林振興局長に指示するものとする。

エ 農林振興局長は、環境森林部長よりレッドリスト種の保護に対する指示があったときは、速やかに別紙様式第3号により監視人等に通知するものとする。

オ 監視人等は、農林振興局長よりレッドリスト種の保護に対する指示があったときは、速やかにその保護対策を実施し、作業終了後、農林振興局長に報告するものとする。

カ 農林振興局長は、監視人等より終了報告があったときは、現地を確認し、別紙様式第4号により環境森林部長に提出するものとする。

キ レッドリスト種の保護管理上、乱獲、盗掘を防ぐための種名、生息地などの情報は慎重に扱うものとする。

(2) 監視人等以外の者が発見した場合

連絡を受けた者は、次の事項を聴取し、農林振興局長に連絡するものとし、以下2の(1)のイ～キの手順に従うものとする。

なお、その場合は、県営林監視人等は県営林監視人と読み替えるものとする。

(聴取事項)

- ① 連絡者氏名
- ② 住所、電話番号
- ③ 発見の日時
- ④ 発見した場所
- ⑤ 動植物の名前、特徴
- ⑥ 発見した時の状況

3 日常の保護対策

監視人等は、巡視又は作業終了後、別記様式第5号のモニタリングチェック項目によりモニタリングを行い、農林振興局長に報告するものとする。

4 作業時の保護対策

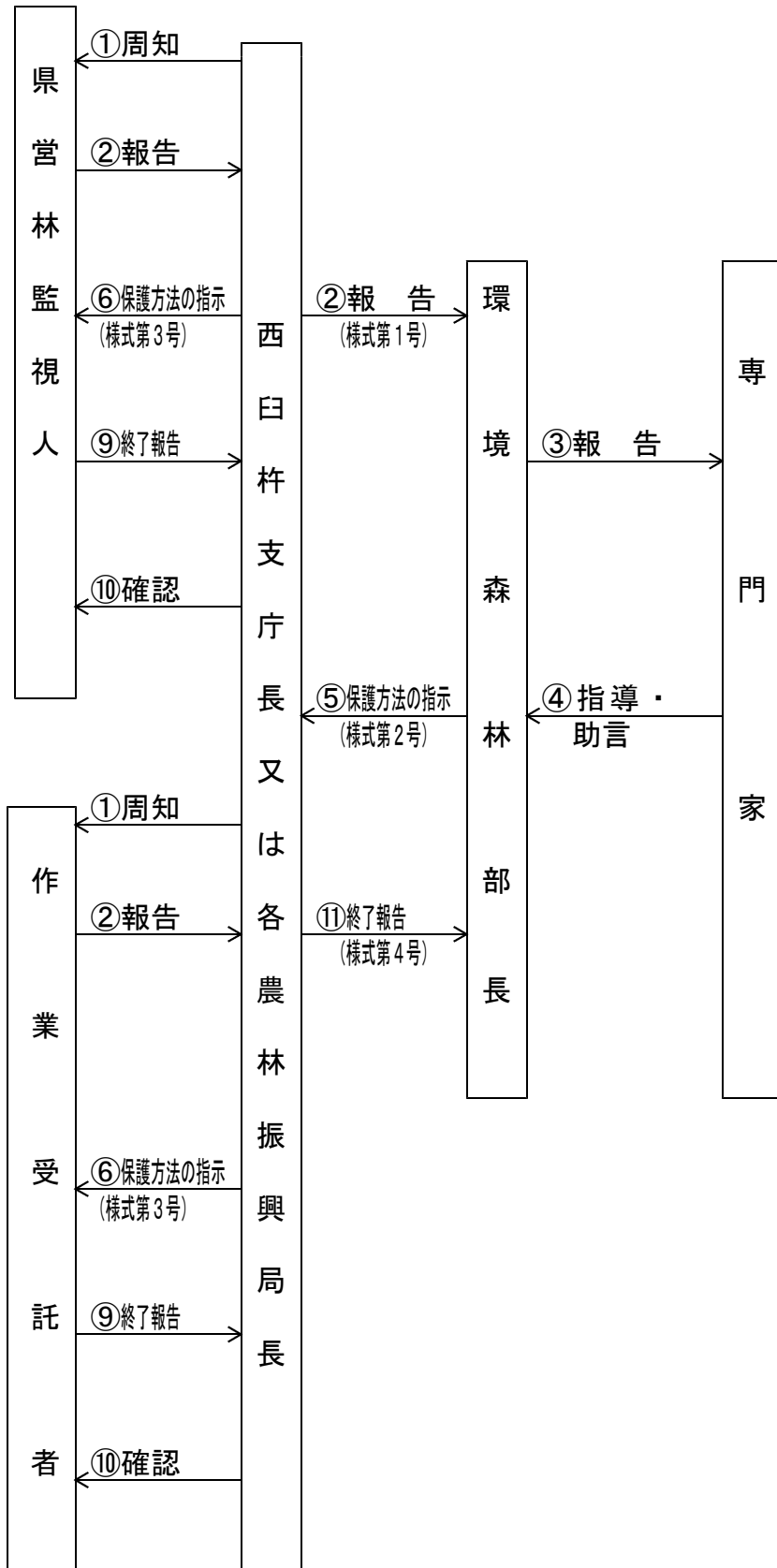
保護区域が間伐等の森林施業の区域内にある場合は、原則として作業対象外区域とする。

ただし、保育のため作業が必要な場合は、専門家の意見も聴取し、森林整備課で検討の上、判断するものとする。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成19年3月28日から施行する。

(フロー図)



別記
様式第1号

年 月 日

環境森林部長 殿

西臼杵支庁長
各農林振興局長

レッドリスト種について（報告）

このことについて、下記のとおり確認しましたので報告します。

記

区 分	内 容
発見した日時	
発見した場所	
発見者	
動植物の名前 (絶滅危惧Ⅰ種、Ⅱ種等)	
動植物の特徴	
発見時の状況	
その他	

(注) 位置図、現地の状況写真を添付すること。

様式第2号

番 年 月 号
日

西臼杵支庁長
各農林振興局長 殿

環境森林部長

レッドリスト種の保護について

このことについて、下記のとおり実施してください。

記

1. 保護対策方法

2. 保護区域

別添図面のとおり

様式第3号

番 年 月 日 号

殿

西臼杵支庁長
各農林振興局長

レッドリスト種の保護について

このことについて、下記のとおり実施してください。

記

1. 保護対策方法

2. 保護区域

別添図面のとおり

3. その他

作業終了後に現地確認を行いますので、報告してください。

様式第4号

年 月 日

環境森林部長 殿

西臼杵支庁長
各農林振興局長

レッドリスト種の保護対策について（報告）

このことについて、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

区 分	内 容
場 所	
動植物の名前	
保護対策の内容	
その他	

（注）保護対策完了写真を添付すること。

西臼杵支庁長
各農林振興局長 殿

実施者

SGEC認証県有林巡視時モニタリング結果報告書

(モニタリング実施日：)

区 分	項 目	有	無	内容（場所、状況等）
1	病虫害等により、枯れ等、植生に異常が発生していないか。			
2	獣害等により、枯れ等、植生に異常が発生していないか。			
3	気象害等により、林地に損壊等被害が発生していないか。			
4	気象害等により、林道・作業道に損壊等被害が発生していないか。			
5	レッドリスト種保護区域は、適切に保存されているか。			
6	広葉樹林保存帯は、適切に保存されているか。			
7	一般立入者への注意標識は、損傷等がなく適正に管理されているか。			
8	県有林案内看板は、損傷等がなく適正に管理されているか。			
9	産業廃棄物等ごみ類が投棄されていないか。			
10	レッドリスト種を視認したか。			
11	その他特記事項			

西臼杵支庁長
各農林振興局長 殿

実施者氏名

S G E C 認証県有林作業完了時モニタリング結果報告書

1. 作業名
2. 作業箇所
3. 作業者名
4. 作業期間
5. モニタリング結果

(モニタリング実施日：)

区 分	チェック内容	結果	内容（場所、状況等）
1	作業地内保護樹帯は適切に保存されているか。		
2	作業地内の水辺林は、適切に保存されているか。		
3	作業地内の下層植生は、適切に保存されているか。		
4	作業地内の土壌は、適切に保存されているか。		
5	作業地内のレッドリスト種保護区域は、適切に保存されているか。		
6	作業で使用した管理道は損傷箇所が修復され、土砂流出を防止する水土保全対策が適切に実施されているか。		
7	作業で使用した燃料・オイル類の残りが放置されていないか。		
8	レッドリスト種保護区域は、適切に保存されているか。		
9	レッドリスト種を視認したか。		
10	その他特記事項		

(注)「結果」欄は、作業前より良は○、変わらない場合は△、悪くなった場合は×で記入すること。

諸県県有林での不法投棄等への 対応について

巡視等や通報により不法投棄等を発見した場合は、次の事項について確認し、中部農林振興局林務課に報告するものとする。

また、県営林監視人による一定期間の巡視活動や不法投棄禁止の看板設置により、再発防止に努めることとする。

1 県営林監視人による巡視中及び作業中に不法投棄等を発見した場合

- (1) 廃棄物の種類及び量
- (2) 臭気、浸出水等の有無
- (3) 飛散又は崩落等の危険性の有無
- (4) 行為者特定につながる手がかり等

2 住民等からの通報による場合

- (1) 通報者の住所、氏名、連絡先
- (2) 発見の経緯
- (3) 不法投棄等の場所
- (4) 現地の状況
 - 廃棄物の種類及び量
 - 臭気、浸出水等の有無
 - 飛散又は崩落等の危険性の有無
 - 行為者特定につながる手がかり等